

誓 約 書

新日本キックボクシング協会

伊原道場 稲城ジム

会長 栗芝 貴 殿

私議 今般貴道場に入門を許可されました上は、貴道場の下記規定を遵守し、平素の生活に於いても道場生として恥ずかしくない行動に勤める事を誓います。

平成 年 月 日 会員番号

氏名	印
保護者	印

※大学生以下の未成年者は保護者の承諾印が必要です。

◎月会費について

月会費は、毎月25日に会員証と一緒に銭の無い様に持参する事。

月に何回練習しても、1回も練習に来なくても月会費は定額通りお支払頂きます。

毎年、3ヶ月期(年度末)毎に月会費の更新を行います。学生や新社会人の方は更新届けを期間内に提出し、学生証など身分の証明できるものを持参して下さい。

納入された会費はいかなる場合も返金出来ません。(入会金も同様とする)

都合により休会する場合には、書面による休会届を提出する事。

◎退会について

自主的に退会を希望する場合は退会希望月の5日前までに所定の退会届を提出し未納会費がある場合は即時納入する事。

3ヶ月分の会費を滞納した場合は、規定により《未納退会》処分となり、退会後も未納額は引き続き督促されますのであらかじめご了承下さい。

《退会処分について》

当道場では、入会に際して老若男女幅広く門戸を開放しておりますが、入会後
下記に定める事項が遵守されない場合、破門《退会処分》となります。

- 指導員の指示に従わず、周囲に著しく迷惑がかかる言動をとった場合。
- 道場内の設備、備品、練習器具などを故意的に破損、損壊を与えた場合。
- 周囲に影響を及ぼす傷病患者である事が判明した時。
(通院中や医師にカウンセリングを受けている場合は、必ず指導員に申し出て下さい。)
- 道場外での死闘。第三者に与えた怪我の有無を問わず、民事・刑事事件となつた場合。
- 暴力団、又はそれに準ずる組織に所属し、習得した技術を悪用する恐れがあると判断した場合。
- 理由なく、会費を滞納した場合。(上記規約による)
- 上記以外に日常社会に於いて伊原道場の名誉を著しく傷つけたと判断された場合。